

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宍粟市長 福元 晶三

市町村名 (市町村コード)	宍粟市 (28227)
地域名 (地域内農業集落名)	下神戸 (東市場、須行名、伊和、安黒、嶋田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月22日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・黒大豆を中心に、水稲とのブロックローテーションを実施しており、優良農地で耕作者が不在となった農地は、(一財)宍粟北みどり農林公社が借り受けて、土地利用型農業を実践している。
 ・(一財)宍粟北みどり農林公社と認定農業者の農地は、農地中間管理事業により利用権設定しているが、草刈りが課題となっている。
 ・猟友会と協力し、箱ワナの見回りを地域住民が行っている。
 ・耕作者が主体となって行っている圃場に隣接している農道・水路の管理や畦畔の草刈りなどの負担が大きくなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・黒大豆を中心に、水稲とのブロックローテーションを実施していく。
 ・一宮曲里用水路の改修を実施する。
 ・優良農地は、引き続き(一財)宍粟北みどり農林公社が借り受けて、土地利用型農業を実践する。
 ・担い手が農地の集積を進めるために、圃場の管理(畦畔の草刈り、農道・水路の管理)の負担軽減を図るための仕組みを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	121.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	83.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への農地の集積・集約化を基本とし、農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。また、地域計画策定後は新規で農地の貸し借りをを行う場合については、農地中間管理機構を活用することとする。
(3)基盤整備事業への取組方針
圃場整備は実施済。今後、一宮曲里用水路の改修を予定している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で黒大豆の生産を担う土地利用型農業の担い手を育成する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除作業を(一財)宍粟北みどり農林公社に委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦集積が進むと担い手の圃場管理の負担が増えるため、負担を軽減するための仕組みが必要である。